

委員会では

次の議案を審査しました

本会議で各常任委員会および特別委員会に付託された議案の審査結果について、定例会最終日に行われた委員長報告から要旨をお知らせします。

総務企画委員会

■太田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

問 サービスの宣誓の目的を伺います。

答 主権が国民に存することを認める日

本国憲法を遵守すること、地方自治の本旨を体すること等について誓わせるものです。

審査結果 原案可決

市民文教委員会

■太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について

問 広域斎場建設後の既存斎場の取り扱いについて伺います。

答 既存斎場は建設から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいることから維持費に加えて修繕費がかかることが想定されるため、広域斎場の円滑な稼働が確認できた時点での廃止を考えています。

問 既存斎場廃止後の火葬施設使用料助成制度の在り方について伺います。

答 現状どおり市外の火葬室を使用した場合における助成金支給を基本としつつ、広域斎場の状況を見ながら今後の助成制度の在り方について検討していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市ふれあいセンター条例の一部改正について

問 公共施設等総合管理計画において、南ふれあいセンターが現状維持の位置付けとなっているにもかかわらず、浴場が廃止されることの整合性について所見を伺います。

答 公共施設等総合管理計画は、施設全体の管理状況と今後の方針について定めたものであり、施設の一部分の改修、廃止等については個別に判断されるものです。また、浴場は南ふれあいセンター建設後に増築されたという経緯があり、耐用年数等を考慮し本体施設の改修を優先的に実施してきました。浴場については老朽化に加え、コロナ禍により長期の休止期間があったことで、再稼働に向けた改修に多額の費用を要すること、利用者が固定化している等の現状から一定の役割を果たしたと考えられ、廃止に至りました。

問 利用者や地域住民の意見を集約するために一定の期間を設けるなど、公共施設の廃止等を検討する際には市民への丁寧な説明プロセスが必要と考えますが、所見を伺います。

答 地域の区長、区長代理への説明のほか、行政センターだよりにより地域住民への周知を図っています。公共施設の廃

止等は市民サービスの低下につながる側面もありますので、今後は利用者や地域住民への丁寧な対応に努めていきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市行政センター条例の一部改正について

問 休泊行政センターの建設から約20年で浴場が廃止となること、公共施設の維持更新に多額の費用が必要となることを踏まえ、総量抑制等、長期的な視野を持った公共施設の運用について所見を伺います。

答 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化等を念頭に置きながら、新たに施設を建設する際は、耐用年数等を考慮した計画的な運用を行うことで、市民サービスの向上につながるような建物の維持管理に努めていきたいと考えます。

問 浴場のみを廃止する理由を伺います。

答 修繕費に加え、毎年多額の維持管理費用を要すること、利用者の減少と固定化が顕著になっていること等を勘案し、廃止の結論に至りました。

審査結果 原案可決

■太田市スポーツ振興基金条例の制定について

問 基金への積み立て財源および基金の用途を伺います。

答 ふるさと応援寄附金によるもので、スポーツ振興の用に供してほしいとの寄附者の意向を反映し、継続的かつ安定的にスポーツ施策が行えるよう基金の設置をしたいと考えます。基金の具体的な用途については現在検討中ですが、少子高齢化の進展など社会構造は変化しており、市民がスポーツに接する機会、スポーツに関わることのできる環境を充実させる必要性を感じています。また、コロナ禍で社会全体が疲弊している中において、スポーツ関係団体においても同様であり、中止が相次いだ各種スポーツイベントの再開と継続実施が望まれるほか、スポーツによるにぎわいの創出やジュニアス

ポーツの競技力向上などが求められています。今後の本市の財政運営は厳しさを増すことが予想されますので、スポーツ振興や市民の健康増進の重要性に鑑み、この基金を有効活用していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市奨学金貸与条例の一部改正について

問 条例改正後に連帯保証人に求める所得要件について伺います。

答 市町村民税の均等割以上の賦課条件や、市税の完納を要件としないよう、規則改正等を行う予定です。

問 父母や3親等以内の親族がいない成年者が本奨学金制度の利用を希望する場合の連帯保証人の取り扱いについて伺います。

答 「ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない」という規定を規則に設けることを予定しています。要件を満たす連帯保証人を立てることのできない事情がある場合については、申請者に寄り添った形で個別に対応していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市立資料館及び記念館等条例の一部改正について

問 藪塚本町歴史民俗資料館の閉館後は、その収蔵品が高山彦九郎記念館の企画展示室において展示されることを受けて、高山彦九郎記念館の建設の趣旨に照らした運用の妥当性について所見を伺います。

答 当該記念館の企画展示室は、余剰スペースということではなく、1市3町の合併により類似施設を保有することとなったため、稼働率が低下し、藪塚本町歴史民俗資料館の収蔵品の展示に利用することが可能であると判断しました。高山彦九郎関係の資料と、埴輪や土器などの文化財の双方の展示について、趣向を凝らしながら行うことで、一方の展示品への興味をきっかけに来館していただいた人に、もう一方の展示品に触れてもらう良いきっかけづくりになるものとも考えています。本市の資料館等の現状は、それぞれが特定のテーマに特化しており、そのテーマに興

味のある人にしか来館いただけないというデメリットも感じています。本来は、太田市全体の歴史や文化に触れることのできる総合博物館等を建設し、各資料館等はそのサテライト施設として活用するといったことが求められますが、現在はまだ文化財等の展示収蔵施設のあるべき姿についての統括的な議論、検討がされている過程であることをご理解いただきたいと思います。

審査結果 原案可決

■太田市トシオシルバー就学援助基金条例の制定について

問 所得基準をわずかに超えることで、就学援助を受給できない者と受給者との間で逆差が生じる可能性があることから、教育の機会を保障するためには所得基準の引き上げが必要と考えますが、所見を伺います。

答 総務省の「課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調」によれば、太田市は群馬県内35市町村において平均所得が3番目に多く、また元年度の要保護および準要保護児童生徒数に対する学用品等の就学援助率が県内において2番目に高いことから、就学援助の対象となる準要保護児童等に対し、既に手厚い支援ができていていると考えています。

問 要保護児童等まで支援を拡大するために、収入認定されない現物支給を含めた新たな援助を考える必要性について所見を伺います。

答 支援拡大の必要性は認識していますが、国が定める生活保護基準に抵触しない現物支給は難しいと考えます。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市世良田生涯学習センター)

問 現在の窓口業務受託者が指定管理者候補者となっていることを踏まえ、施設の管理運営形態の変更に伴う経費の取り扱いについて伺います。

答 現在、市で行っている当該施設の管理に要する費用と同等の指定管理料を算出していますので、経費等に大幅な増減が生じるものではありません。

審査結果 原案可決

健康福祉委員会

■太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

問 利用料金改定に伴う指定管理者を含む運営者との合意形成について伺います。

答 運営者側へ利用者の負担軽減、各放課後児童クラブの均衡維持、過剰な繰越金の解消といった目的を説明した上で、理解をいただいています。

問 利用料金が下がった際の運営への影響について伺います。

答 減額対象となるのは、19クラブ、8つの運営法人です。繰越金の余剰分に加え、委託料を算出する国の補助基準額が毎年上昇していることから、影響はないと考えています。

問 本改正の該当となる放課後児童クラブに勤務している正規、パートを含む支援員への賃金等の処遇への影響について伺います。

答 処遇改善を実施したクラブは、国から費用の一部が委託料として支給されるため、問題ありません。

審査結果 原案可決

■太田市国民健康保険条例の一部改正について

問 本改正により市の持ち出し分が増えるか伺います。

答 申請に応じた支給となりますが、従前の支給総額42万円は変わらないため、